各位

一定金額未満の口座解約における押印不要(印鑑レス)の取扱い開始について

横浜信用金庫

当金庫では、預金残高が1万円未満の普通預金口座等について、印鑑レスによる解約手続きの取扱いを開始するとともに、併せて関係する預金規定類を改定します。これに伴い、お客さまが印鑑を持参されていない場合の口座解約手続きを簡略化することで、待ち時間の短縮や利便性の向上を図るものです。

記

- 取扱い開始日 令和3年2月22日(月)
- 2. 対象となるお客さま 個人のお客さま、個人事業主のお客さま
- 3. 対象となる口座 預金残高が1万円未満の普通預金口座、貯蓄預金口座、納税準備預金口座
- 4. 手続きに必要な事項
 - ・ご本人の来店
 - ・ 通帳の持参
 - ・ 運転免許証等の顔写真付き本人確認資料の提示
 - ※当金庫で投資信託等の特定口座を開設している場合や解約口座が当金庫カードローンの返済口座に指定されている場合等、上記事項では手続きができないことがあります。詳しくはお取引店までお問合せください。
 - ※本人確認資料に記載の住所が転居等により当金庫に登録している住所から変更しており、かつ他の預金取引がある場合等、変更届の手続きのため届出印章の押印が必要になることがあります。
- 5. 改定する預金規定
 - ・よこしん総合口座取引規定
 - 普通預金規定
 - 貯蓄預金規定
 - •納税準備預金規定

※改定後の預金規定は当金庫ホームページ画面の「各種取引規定」でご確認ください。

以上

